

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	八尾市
事業計画名	八尾市地域再エネ推進交付金重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までにめざす地域脱炭素の姿

（1）めざす地域脱炭素の姿

（1. 二酸化炭素排出量）

本市の二酸化炭素排出量は1,264,196t-CO₂（令和元年度）となっており、1,394,541t-CO₂（平成2年度）と比較すると、約9%の減少となっている。部門別排出量では産業407,686t-CO₂、家庭324,885t-CO₂、業務178,179t-CO₂、運輸326,916t-CO₂、廃棄物26,530t-CO₂（令和元年度）となっており、平成2年度と比較すると、産業・運輸部門は減少しているが、その他の部門は増加している。特に家庭部門の増加率は大きい。

【課題】

- ・1990年から約30年が経過した2019年実績において、削減率は9%であり、このペースでは、30年後の2050年に脱炭素社会を実現することができない。家庭部門をはじめとする各部門での実効性のある削減対策が必要。

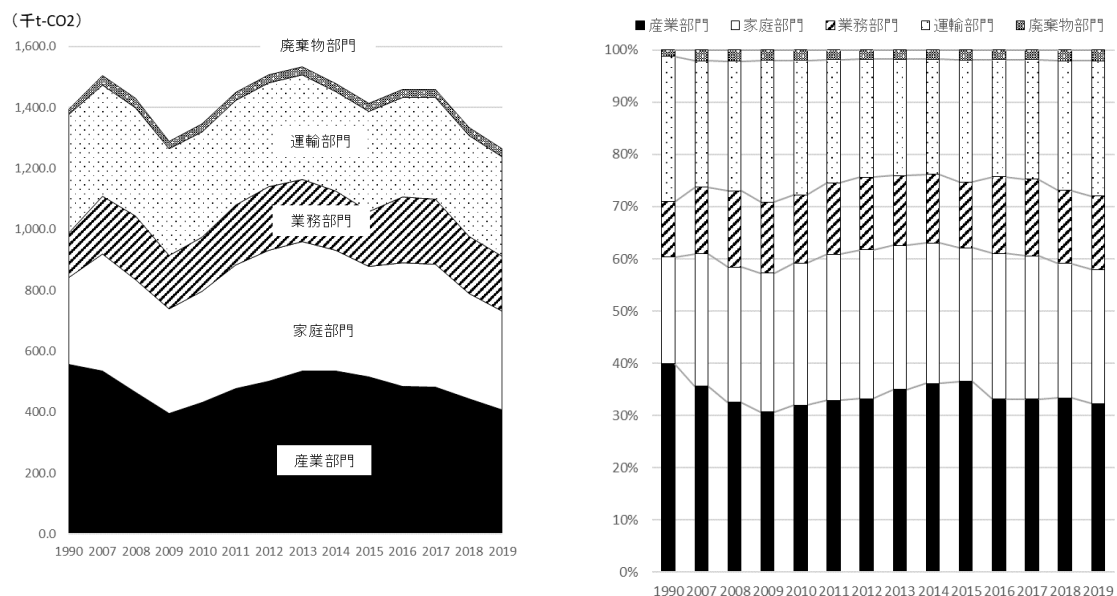


Fig.1 市内の部門別二酸化炭素排出量の推移

（2. 再生可能エネルギーのポテンシャル・エネルギー代金の流出）

本市の再エネの導入ポテンシャルは、927MWhであり、現在の導入実績は90MWhである。導入ポテンシャルにおける導入実績は9.7%であり、本市ではまだまだ再エネ導入の余地があることを把握している。

また本市全域の公共施設における太陽光発電の導入ポテンシャルである 5.313MW に対して、現状の八尾市公共施設における太陽光発電導入量は 226.562kW（15 施設）となっており、ポテンシャルに対する導入量は 4.2%と少ない。

環境省の地域経済循環分析（2018 年版）では、市域内のエネルギー代金の流出は年間 773 億円となっており、エネルギー代金にかかる費用の負担割合が非常に大きい。

【課題】

- ・再エネ導入ポテンシャルに対して太陽光発電設備の設置が進んでおらず、市域のエネルギー自給率が低いと言える。そのため、エネルギー代金が域外に流出しており、地域内の経済循環にも影響している。域内のエネルギー自給率を高めるため、住宅・工場・事業場・公共施設等において、太陽光発電の設置を推し進めていく必要がある。

Table.1 再生可能エネルギーポテンシャル調査結果

エネルギー種		設備容量 (kW)	設備容量 (千GJ)	年間発電量 (千MWh/年)	熱利用量 (千GJ/年)	電気+熱 合計 (千GJ/年)
太陽光 発電	建物系	612	—	797	—	2,870
	土地系	36	—	47	—	170
	空地	5	—	7	—	23
	太陽光計	653	—	851	—	3,063
陸上風力発電		1	—	2	—	0
中小水力発電		1	—	6	—	22
地熱発電		0	—	0	—	0
太陽熱利用		—	678	—	678	678
地中熱利用		—	3,247	—	3,247	3,247
下水熱利用		—	188	—	188	188
木質バイオマス		—	2	0	2	2
廃棄物発電・熱利用		—	35	69	35	283
工場・事業場の未利用 エネルギー (排熱回収等)		—	283	—	283	283
合 計		655	4,433	927	4,433	7,766
八尾市エネルギー使用量（2019年度）				1,363	10,605	15,512

※小数点以下を四捨五入しているため、各項目のポテンシャルを積み上げた数値と合計値が合わない場合がある。

（3. 人口動態と消費エネルギー）

本市の人口は 262,696 人（令和 4 年 5 月 1 日現在）となっており、ここ 20 年間で約 4% 減少している。2050 年の想定人口でも 2020 年比で約 30%減少すると想定されている（出典：第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略）。世帯数は 126,722 世帯となっており、人口減少が進む一方で、この 20 年間で 17%増加している。また、住宅数は増加傾向にあるとともに、空き家の数も増加傾向にある。

【課題】

- ・人口減少・少子高齢化が進んでおり、定住・転入の促進など人口減少を抑制する取組みとともに、省エネの推進、再エネの導入促進が必要である。
- ・世帯人員数の減少、単身世帯の増加により、エネルギー消費の分散が生じている。

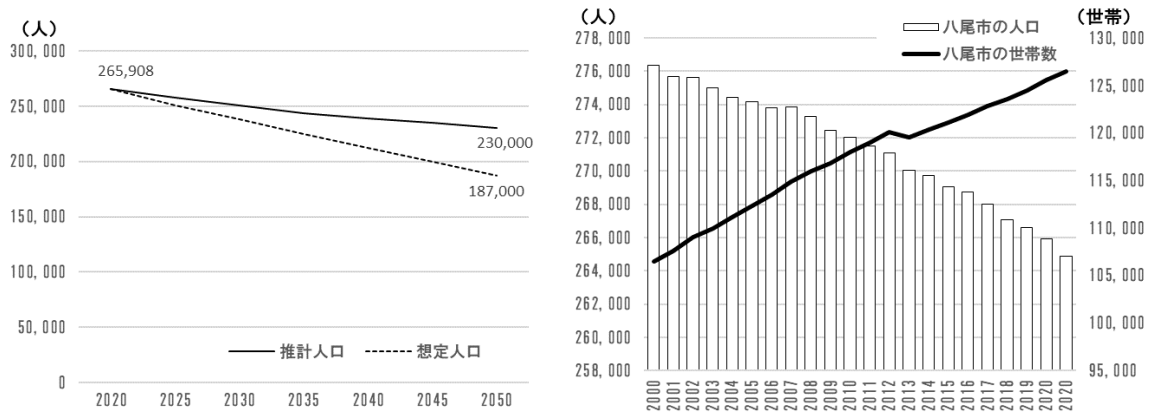


Fig.2 八尾市の推計人口・想定人口・世帯数の推移

(4. 電動車)

おおさか電動車普及戦略では、本市でEVを充電できる公共の場所は19カ所であり、本市人口一人あたりの設置数でみると大阪府内中核市（7市）で最下位となっている。また、大阪府内の電動車の導入目標として、2030年までに府域の自動車（商用車を含む）の4割を電動車にし、また府域の自動車（商用車を含む）の1割をZEVにする目標があるが、2019年度では電動車が15.4%、ZEVが0.3%となっている。

【課題】

- ・市域内での充電設備が十分ではなく、電動車普及の足かせになるため、充電設備及び電動車・ZEVの普及を促進する取組みを行う必要がある。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定及び改定

本市では、地球温暖化対策について率先して検討を行い、早期に取組みを実施できるよう市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減目標や、目標達成に向けた市民、事業者、八尾市の取組み等を盛り込んだ八尾市地球温暖化対策実行計画を平成22年3月に策定し、取組みを進めてきた。現計画は令和2年度に改定を行い、2030年度までの目標として、市域の二酸化炭素排出量を2013年度比で26%以上削減、2050年度までの目標として、二酸化炭素排出量実質ゼロを掲げた。

令和4年度では、大阪府の中期目標（2030年目標）である40%削減や、国の46%削減、さらには50%の高みをめざすといった、国・府との整合性を踏まえた中期目標の見直し、八尾市独自の施策や取組み、改正温対法に基づく再エネ導入目標の設定などの改定を行ったところである。当計画に示す中期目標、指標の内容については下記のとおり。

八尾市地球温暖化対策実行計画における目標			目標達成に向けた当事業における補助項目
中期 目標	取組指標		
	指標内容	目標値 (2030 年)	
温室効果ガス排出量を50%削減 2030年度までに2013年度比	(市民・事業者) 太陽光発電設備の設置件数	7672 件	(市民・事業者) 太陽光発電設備の設置費用
	(事業者) 高効率空調機器の設置件数	48 件	(事業者) 高効率空調機器の設置費用
	(事業者) 省エネ診断等の実施件数	20 件	(事業者) 高効率照明機器の設置費用
	(市民) 高効率給湯器（エネファーム）の設置 件数	6,355 台	(市民) 高効率給湯器の設置費用
	(市民・事業者) 電動車の普及割合	40%	(市民・事業者) 車載型蓄電池の購入費用
	(市民・事業者) 急速充電・普通充電設置箇所・基数	急速 10 箇所 普通 48 基	(市民) 充電設備の設置費用

八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における再エネ導入目標を達成するため、再エネ導入戦略を策定する。再エネ導入戦略においては、地域課題の同時解決やパイロット事業の推進をすることとし、効果的な再エネ導入を図る。

八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、令和4年度に見直しを行っており、政府実行計画との整合性を図る。

八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における取組目標

- ・温室効果ガス排出量の2030年度中期目標 55%削減
- ・新築建物施設について、2030年度までに新築建築物の平均で ZEBReady 相当となることをめざす。
- ・既存建物施設について、ZEB 化診断を行った上で、実現可能性等を考慮して、ZEB 化を行う。
- ・2030年度までに、設置可能な建物施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することをめざす。
- ・2030年度までに、公共施設等のLED 照明の導入割合について、100%をめざす。
- ・公共施設等において、積極的な蓄電池（車載型を含む）の導入を行う。
- ・2030年度までに、ストック（使用する公用車全体）を全て電動車とする。
- ・代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については、2022年度以降全て電動車とする。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

令和4年度末に改定した八尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における2030年度の中期目標、2050年度の長期目標であるゼロカーボンシティやおの実現をめざすため、再生可能エネルギーの導入、市民・事業者の二酸化炭素排出量削減取組みの促進を重点的に進め、本計画に基づく事業を実施する。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	3,286 トン-CO ₂ 削減/年 (令和5年度～10年度)
②再生可能エネルギー導入目標	4,843kW
(内訳) ・太陽光発電設備	4,843kW
③その他地域課題の解決等の目標	・地域レジリエンスの向上 太陽光発電・車載型蓄電池の普及をと おして、市域におけるエネルギー自給率を 向上するとともに、災害対応など地域レ ジリエンスの向上を進める。
④総事業費	1,219,779 千円 (うち交付対象事業費 1,009,779 千円)
⑤交付限度額	590,751 円 (うち執行事務費 30,336 千円)
⑥交付金の費用効率性	11.5 千円/トン-CO ₂

(参考資料：八尾市地域再エネ推進交付金重点対策加速化事業 算定根拠)

(参考資料：八尾市公共施設太陽光パネル設置にかかる簡易判断結果一覧)

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 4万円/kW 上限12万円/件) ・市民への車載型蓄電池購入補助 (補助率 2万円/kWh 上限50万円/件) ・市民への普通充電設備設置補助 (補助率 1/2 上限10万円) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 3万円/kW 上限90万円/件)	交付限度額 0 千円 0 件 (0kW) 交付限度額 0 千円 0kWh 0 件 交付限度額 0 千円 0 件 交付限度額 900 千円 1 件 (40kW)
令和6年度	・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 7万円/kW 上限35万円/件) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 7万円/kW 上限35万円/件) ・市民への車載型蓄電池購入補助 (補助率 2万円/kWh 上限85万円/件) ・市民への普通充電設備設置補助 (補助率 1/2 上限10万円) ・市民への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限15.5万円/kWh) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 5万円/kW 上限250万円/件) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】	交付限度額 3,150 千円 5kW×9 件 (45kW) 交付限度額 350 千円 5kW×1 件 (5kW) 交付限度額 2,750 千円 137.5kWh 5 件 交付限度額 500 千円 5 件 交付限度額 1,755 千円 11.3kWh 5 件 交付限度額 112,500 千円 50kW×45 件 (2,250kW) 交付限度額 7,500 千円

	(補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への車載型蓄電池購入補助 (補助率 2万円/kWh 上限 85万円/件) ・事業者への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 19万円/kWh)	50kW×3件 (150kW) 交付限度額 4,707千円 235kWh 8件 交付限度額 25,110千円 132.2kWh 15件
令和7年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電導入 (PPA) (補助率 1/2) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 15.5万円/kWh) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への車載型蓄電池購入補助 (補助率 2万円/kWh 上限 85万円/件) ・事業者への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 19万円/kWh)	交付限度額 50,346千円 12件 427kW 交付限度額 1,050千円 5kW×3件 (15kW) 交付限度額 350千円 5kW×1件 (5kW) 交付限度額 1,404千円 9.1kWh 4件 交付限度額 55,000千円 50kW×22件 (1,100kW) 交付限度額 5,000千円 50kW×2件 (100kW) 交付限度額 2,987千円 149kWh 5件 交付限度額 8,370千円 44.1kWh 5件
令和8年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電導入 (PPA) (補助率 1/2) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 15.5万円/kWh) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 5万円/kW 上限 275万円/件) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 19万円/kWh)	交付限度額 8,390千円 2件 71kW 交付限度額 1,050千円 5kW×3件 (15kW) 交付限度額 350千円 5kW×1件 (5kW) 交付限度額 1,404千円 9.1kWh 4件 交付限度額 5,500千円 55kW×2件 (110kW) 交付限度額 2,500千円 50kW×1件 (50kW) 交付限度額 1,331千円 7kWh 1件
令和9年度	・公共施設への自家消費型太陽光発電導入 (PPA) (補助率 1/2) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件) ・市民への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 15.5万円/kWh) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 5万円/kW 上限 250万円/件) ・事業者への蓄電池設置補助 (補助率 1/3 上限 19万円/kWh)	交付限度額 4,195千円 1件 35kW 交付限度額 1,050千円 5kW×3件 (15kW) 交付限度額 350千円 5kW×1件 (5kW) 交付限度額 1,404千円 9.1kWh 4件 交付限度額 7,500千円 50kW×3件 (150kW) 交付限度額 2,500千円 50kW×1件 (50kW) 交付限度額 3,060千円 16.1kWh 2件
令和10年度	・市民への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 7万円/kW 上限 35万円/件)	交付限度額 1,050千円 5kW×3件 (15kW)

	・市民への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 7 万円/kW 上限 35 万円/件) ・市民への蓄電池設置補助 (補助率 1 / 3 上限 15.5 万円/kWh) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助 (補助率 5 万円/kW 上限 300 万円/件) ・事業者への自家消費型太陽光発電設備補助【PPA】 (補助率 5 万円/kW 上限 300 万円/件) ・事業者への蓄電池設置補助 (補助率 1 / 3 上限 19 万円/kWh)	交付限度額 350 千円 5kW×1 件 (5kW) 交付限度額 1,404 千円 9.1kWh 4 件 交付限度額 6,000 千円 60kW×2 件 (120kW) 交付限度額 3,000 千円 60kW×1 件 (60kW) 交付限度額 3,369 千円 17.7kWh 2 件
合計		交付限度額 339,486 千円 再エネ 4.84MW 蓄電 0.79MWh 充電設備 5 件

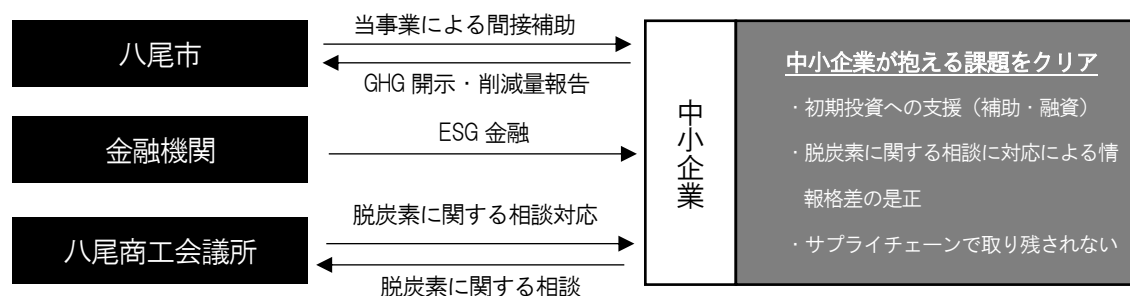
②地域共生・地域裨益型再エネの立地

年度		
合計		

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

令和5年度	・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 4 上限 20 万円/件)	交付限度額 3,256 千円 6 件 交付限度額 473 千円 3 件
令和6年度	・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 2 上限 40 万円/件)	交付限度額 23,000 千円 46 件 交付限度額 23,200 千円 58 件
令和7年度	・公共施設の ZEB 化 (リサイクルセンター設計) (補助率 2 / 3) ・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 2 上限 40 万円/件)	交付限度額 7,400 千円 1 件 交付限度額 11,600 千円 23 件 交付限度額 11,600 千円 29 件
令和8年度	・公共施設の ZEB 化 (消防本部・南西部出張所) (補助率 1 / 3) ・公共施設の ZEB 化 (リサイクルセンター工事・既築設計) (補助率 2 / 3) ・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 2 上限 40 万円/件)	交付限度額 0 千円 2 件 交付限度額 43,900 千円 交付限度額 1,400 千円 2 件 交付限度額 1,400 千円 4 件
令和9年度	・公共施設の ZEB 化 (消防山本出張所) (補助率 1 / 3) ・公共施設の ZEB 化 (既築工事) (補助率 2 / 3) ・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 2 上限 40 万円/件)	交付限度額 0 千円 1 件 交付限度額 34,500 千円 交付限度額 3,000 千円 6 件 交付限度額 3,000 千円 8 件
令和10年度	・事業者への高効率照明機器の設置補助 (補助率 1 / 2 下限 20 万円上限 100 万円) ・事業者への高効率空調機器の設置補助 (補助率 1 / 2 上限 40 万円/件)	交付限度額 5,000 千円 10 件 交付限度額 5,000 千円 13 件
合計		交付限度額 177,729 千円

		ZEB 化 新築 3 件既築 2 件 高効率照明機器 93 件 高効率空調機器 115 件
④住宅・建築物の省エネ性能等の向上		
令和 5 年度	※国補助金活用促進※ 住宅省エネ 2023 キャンペーンを情報発信・訴求	
令和 6 年度	・市民へのエネファーム設置補助 (補助率 1/4 上限 25 万円/件) ・市民へのエコキュート設置補助 (補助率 1/4 上限 15 万円/件) ・市民への断熱窓改修費用補助 (補助率 1/3 上限 100 万円/件)	交付限度額 10,000 千円 40 件 交付限度額 8,100 千円 54 件 交付限度額 3,500 千円 5 件
令和 7 年度	・市民へのエネファーム設置補助 (補助率 1/4 上限 25 万円/件) ・市民へのエコキュート設置補助 (補助率 1/4 上限 15 万円/件) ・市民への断熱窓改修費用補助 (補助率 1/3 上限 100 万円/件)	交付限度額 10,000 千円 40 件 交付限度額 8,100 千円 54 件 交付限度額 3,500 千円 5 件
合計		交付限度額 43,200 千円 エネファーム 80 件 エコキュート 108 件 断熱窓改修 10 件
⑤ゼロカーボン・ドライブ		
年度		
合計		
(3) 事業実施における創意工夫		
ゼロカーボンシティやお推進協議会での連携		
本市は、令和 3 年 4 月にゼロカーボンシティやお宣言を行い、同年 10 月にはゼロカーボンに資する施策についての検討や市民啓発、勉強会を市民・事業者・行政などの多様な主体が協働で行うため、ゼロカーボンシティやお推進協議会を設立した。当協議会は、商工会議所の会頭を会長に、エネルギー供給事業者・省エネ機器メーカー・住宅メーカー・金融機関・行政機関（国・府）等と脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進している。		
当計画を作成するにあたり、参画企業にヒアリング・アンケートを実施し、取組みの推進に向けた協議を行ってきた。		
	連携内容・協力内容	
大阪ガス	・エネファームの設置補助に関する情報発信 ・補助申請のサポート	
関西電力	・エコキュートの設置補助に関する情報発信 ・補助申請のサポート	
ダイキン工業	・高効率空調機器の設置補助に関する情報発信 ・補助申請のサポート	
パナソニック	・高効率照明機器の設置補助に関する情報発信 ・補助申請のサポート	
住宅メーカー	・新築購入予定の人または既存住宅の住民に対し、太陽光発電・エネファーム・エコキュートの設置補助に関する情報発信 ・既存住宅の住民に対し、太陽光発電・断熱改修の補助・メリットについて、情報発信	



八尾商工会議所との連携

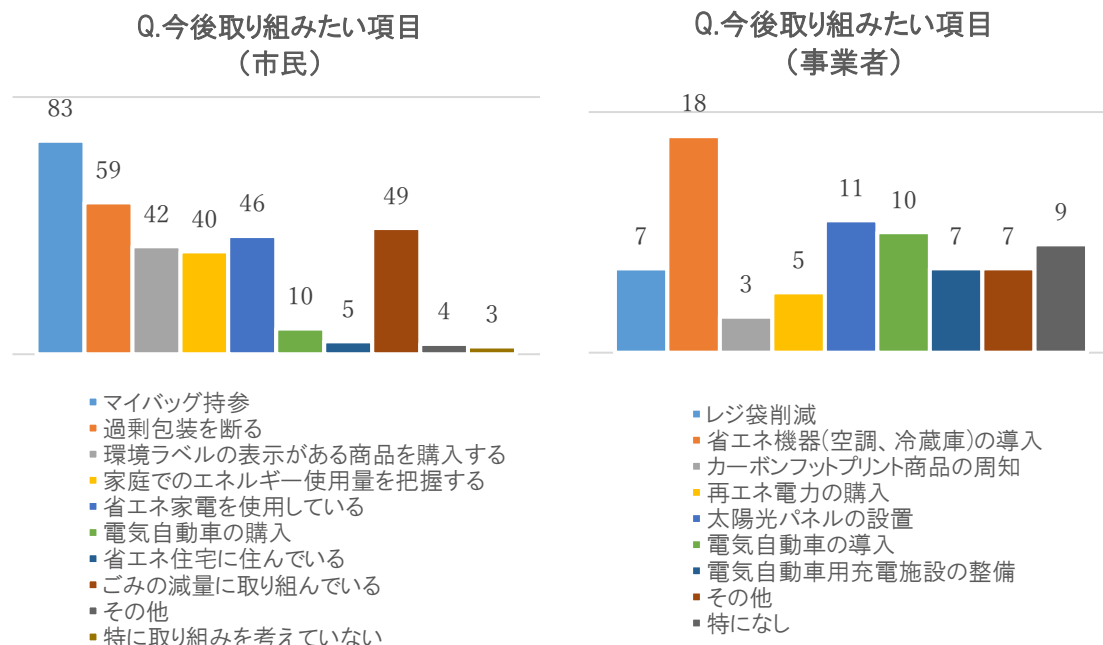
ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画している八尾商工会議所、その他の参画企業（エネルギー供給事業者、省エネ機器メーカー等）と連携し、当計画の補助事業に関する設備導入のメリットや投資回収期間など、セミナーを通じて具体的な説明を行う。また、商工会議所からは、脱炭素に関するセミナーの開催や会報誌等を通じた情報発信・脱炭素に関する相談対応・日本商工会議所が提供している CO2 チェックシートの活用を推進を行う。

太陽光発電設備についてのセミナー	太陽光発電設備の設置に費用・投資回収期間や設置手法(協働購入・PPA など)	大阪ガス・関西電力・大阪府
高効率照明機器についてのセミナー	調光型 LED の設置費用や投資回収期間	パナソニック
高効率空調機器についてのセミナー	高効率空調機器の設置費用・投資回収期間・フロン抑制にかかる定期メンテナンス	ダイキン工業
ZEB についてのセミナー	ZEB にかかる費用・メリット・投資回収	Z E B プランナー
ESG 投資・非財務情報の開示・脱炭素経営宣言・府条例任意届出制度	環境マネジメントシステム (EA21) と二酸化炭素排出量の公開、サプライチェーンにおける非財務情報の開示におけるニーズ、脱炭素経営宣言事業者への支援メニュー、大阪府条例に基づく届出制度	金融機関・大阪府

脱炭素に関するアンケートの実施

ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画している八尾市女性団体連合会と協働し、ゼロカーボンシティやお推進協議会の参画企業やその他の市内事業者や市民を対象にアンケートを実施。アンケート結果では、今後取り組みたい内容や取り組むにあたっての課題について、調査を行った。

調査結果では、再エネの導入や省エネ機器の導入など脱炭素社会の実現に向けた取組みをこれから行いたいという市民・事業者がいる一方で、約3割の事業者が、取組みを進めるにあたって、費用面での課題があると感じており、補助金で費用負担を軽減するニーズが高いこと、また、脱炭素に関する情報取得についてのニーズが高いことが確認できた。



啓発イベントの開催・展示

ゼロカーボンシティやお推進協議会の参画企業とともに啓発を実施。啓発を通じて、ゼロカーボンの認知を拡大し、補助制度や設備の導入メリットなどを訴求する。



また、ゼロカーボンシティやお推進協議会の他、高校・大学・企業団体との連携により取組みを推進する。

高校での出前授業	市内高校（大阪府立八尾北高校）でのゼロカーボンに関する環境啓発（出前授業）の実施。
大学との連携	大学（関西大学）と連携し、ゼロカーボンに関するキャラクターを制作中。市民に親しみを持ってもらえるよう、キャラクターの名前の公募を行い、市民のゼロカーボンの認知拡大をめざす。
中小企業との連携	中小企業家同友会が開催するシンポジウムで、ゼロカーボンについて、有識者と共に課題提供、脱炭素事業のメリットについて発信する。

国家戦略特区でのゼロカーボンの推進

国家戦略特区における事業実施区域内において、規制緩和により緑地等の設置にかかる事業者負担を軽減する一方、配慮すべき生活環境との調和が必要となる。そのため、当規制緩和の特例を受けようとする事業者に対し、ゼロカーボンシティやお推進協議会への入会、ゼロカーボンシティやお協定の締結を求める。

（ゼロカーボンシティやお協定）

ゼロカーボンシティやおを推進するため、規制緩和の特例を受けた事業者と八尾市とで協定を締結し、取り組みの連携を進める。

＜ ゼロカーボンシティやお協定内容例 ＞

- ・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用推進に関すること。
- ・省エネを推進する取組に関すること。
- ・温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの転換に関すること。
- ・地域レジリエンスの強化に関すること。
- ・市民の行動変容を促す効果的な啓発に努めること。
- ・市民・事業者・行政等との協働の推進に関すること。
- ・その他、環境負荷低減に関すること。

ゼロカーボンシティやおの実現に向けた共創の推進にかかる連携協定書（案）



八尾市 と _____ は ゼロカーボンシティやお の実現に向けて 共に 取り組みます。

八尾市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、国家戦略特別区域におけるゼロカーボンシティやおの実現に向けた取り組みの推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進することを目的とする。

（連携内容）

第2条 乙は、次に掲げる事項について甲と連携し、取り組むものとする。なお、1から4号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定めるものとする。

- （1）再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用推進に関すること。
- （2）省エネを推進する取組に関すること。
- （3）温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの転換に関すること。
- （4）地域レジリエンスの強化に関すること。
- （5）市民の行動変容を促す効果的な啓発に努めること。
- （6）市民・事業者・行政等との協働の推進に関すること。
- （7）その他、環境負荷低減に関すること。

（活動の報告）

第3条 乙は、第2条に定める取り組みに関し、甲に報告するものとする。また、甲及び乙は、当該取り組みについて連携を進めることで、事業の発展をめざすものとする。

（連絡調整）

第4条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙から何らかの申出がないときは、さらに1年間を継続するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

年 月 日

甲 八尾市本町一丁目1番1
八尾市
市長

乙

（ゼロカーボンシティやお協定締結により実施していただきたい具体的な取組内容）

二酸化炭素排出量の把握	事業所の年間二酸化炭素排出量	スコープ1・2で排出量を把握
二酸化炭素削減目標と取組内容の設定	2030年度中期目標 2050年度長期目標 目標実現に向けた取組内容	取組内容が2030年度達成の見込みがあるか。八尾市地球温暖化対策実行計画で示す部門別削減目標との整合性があるか。
情報開示	事業所からの年間二酸化炭素排出量を公表	年1回公表すること

(4) 事業実施による波及効果

ZEB化推進

公共施設のZEB化については、この取組をモデルとし、他の施設への拡大をめざすとともに、率先垂範として、事業者へのZEB化推進へと拡げていく。

リーフレットによる市民への訴求

八尾市地球温暖化対策実行計画について、将来ビジョンやどのような目標設定をしているのか、必要な取り組みは何かを記載したリーフレットを市政だよりとともに全戸配布を行う。市民向けリーフレット内で、補助事業について情報発信を行う。

当補助事業の認知拡大をめざすとともに、地球温暖化に関する現状・八尾市でめざす二酸化炭素排出量の中期目標や長期目標、取り組みによるメリットなどを訴求することで、市民の行動変容を促す。

(参考資料：市民向けリーフレット(案))



補助事業の案内をし、認知拡大

ポータルサイトによる発信

ゼロカーボンシティやおのり推進協議会のポータルサイト (<https://zcc-yao.jp/>) を活用し、動画や記事による参画企業の取組紹介や補助金の案内、取組みのメリット等を市民・事業者へ訴求する。取組紹介を通じて、他の事業者の取組の横展開をめざす。

脱炭素地方債の活用

公共施設のZEB化や公用車の電動化などにおいて、当計画の事業費の他、脱炭素地方債を活用して、八尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)や八尾市公共施設等脱炭素化指針

の取組目標等の達成をめざす。

取組目標・取組方針（案）	
八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	・ 温室効果ガス排出量の中期目標 2013 年度比で 2030 年度までに 55%削減 ・ <u>以下、「八尾市公共施設等脱炭素化指針」「八尾市グリーン調達方針」の取組目標・取組方針を含む。</u>
八尾市公共施設等脱炭素化指針	・ 新築建物施設について、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEBReady 相当となることをめざす。 ・ 既存建物施設について、ZEB 化診断を行った上で、実現可能性等を考慮して、ZEB 化を行う。 ・ 2030 年度までに、設置可能な建物施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置することをめざす。 ・ 2030 年度までに、既存設備を含めた公共施設等について原則としてすべての照明を LED 化する。 ・ 公共施設等において、積極的な蓄電池（車載型を含む）の導入を行う。
八尾市グリーン調達方針	・ 代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については、全て電動車とする。

（５）推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

庁内連絡会議（庁内横断組織）による事業の検討と展開

ゼロカーボンシティやお推進協議会の取組みを推進すべく、庁内横断的組織を形成し、八尾市全体でゼロカーボンの取組みを多角的に検討している。

座長		環境保全課長
副座長		産業政策課長
危機管理課長		
政策企画部	政策推進課長	
財政部	財政課長	
魅力創造部	農とみどりの振興課長	
都市整備部	都市政策課長	
建築部	住宅政策課長	
建築部	公共建築課長	
水道局	施設整備課長	

（庁内連絡会議における現在の検討内容）

公共施設の脱炭素化指針の策定、重点対策加速化事業の検討

八尾市環境審議会地球温暖化対策部会による計画の進捗確認と点検

八尾市地球温暖化対策実行計画の進捗管理・点検については、八尾市環境審議会地球温暖化対策部会にて実施する。

【八尾市環境審議会地球温暖化対策部会】

部会長 大阪産業大学 大学院人間環境学研究科 教授 花田真理子氏
 副部会長 大阪公立大学 大学院工学研究科 教授 鍋島美奈子氏
 委員 大阪大学 大学院工学研究科 教授 原圭史郎氏
 オブザーバー 大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 職員

②地方公共団体外部との連携体制

「(3)事業実施における創意工夫」において示したとおり、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画している事業者等（エネルギー供給事業者・省エネ機器メーカー・住宅メーカー・金融機関・市民団体）との連携体制を築き、当事業を推進する。

（参考資料：ゼロカーボンシティやお推進協議会参画名簿）

3. その他

(1) 財政力指数

令和2年度 八尾市市財政力指数 0.74（千円・％）

(2) 地域特例

該当地域：

対象事業：